

ご存じですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

相続登記の手続きの流れ

1 相続人の特定

- ※ どなたが相続人であるか特定します。
- ※ 相続人の中に「連絡が取れない方」や「行方がわからない方」がいる場合は、相続登記手続きができない場合があります。その場合は、家庭裁判所に相談してください。

2 相続する不動産の確認

- ※ 亡くなった方が所有していた土地・建物を確認します。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

3 必要書類の収集

- 3-① 亡くなった方の戸（除）籍謄本等の取得
- 3-② 相続される方の戸（除）籍謄本等の取得
- 3-③ 「遺言書」の有無の確認等
- 3-④ そのほか必要となる場合がある手続き

- ※ 相続登記の申請に必要な書類を準備します。
- ※ 「相続放棄」や「未成年」の方がいる場合、また「遺言執行者」の選任を必要とする場合は、家庭裁判所での手続きが必要です。

4 登記申請書等の作成

- ※ 登記申請書等の作成については、法務局のホームページをご覧ください。
また、相続登記の専門家への相談も、ご検討ください。（裏面に連絡先を記載しております。）

5 法務局への登記申請書等を提出

- ※ 登記申請書と添付書類を管轄法務局へ提出します。
- ※ 補正書類の追加等必要になる場合があります。登記官の説明に従ってください。

6 相続登記の完了

- ※ 法務局から登記識別情報（以前の権利証に相当するものです）・登記完了証・返却される書類を受け取ってください（申請書に押印した印鑑、顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です）。

東京法務局 電話 03-5318-0261 (登記電話案内室)

登記手続きのご案内や「相続ガイドブック」を掲載
しています。



(東京法務局ホームページ)

東京司法書士会 電話 03-3353-9191 (代表)

司法書士は相続登記の専門家です。
無料相談会のご案内です。



(東京司法書士会ホームページ)

東京土地家屋調査士会 電話 03-3295-0587 (代表)

土地の境界や分筆登記、未登記建物の登記手続きなど
に関するご案内です。



(東京土地家屋調査士会ホームページ)